

振り込め詐欺に

気を付けて！

振り込め詐欺が、新聞やテレビでニュースになり、1年以上がたちますが、その被害はなかなか減りません。振り込め詐欺について、知っていても、その犯行の手法が巧妙なため、全国的に被害が依然として続いています。「振り込め詐欺」には、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」などがあります。

留萌市内でも被害が起きた「オレオレ詐欺」について、その防止策を再確認しましょう。また、「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」についても、だまされないように気を付けましょう。

こんな電話がかかってくる ~オレオレ詐欺~



●孫、子ども、配偶者などを装って、電話を掛けてきます。さまざまな理由で、「お金が必要になった。口座にお金を振り込んで」と言ってきます。

お金が必要な理由としては、交通事故の示談金、弁償金、会社でミスをしてお金が必要、借金の返済など、電話の相手が動揺する内容です。

●警察官、弁護士、保険会社、医者、職場の上司、交通事故の当事者など、複数の人が電話に出て、相手を信用させ、いかにも緊急性を装い、銀行のATMで、お金を振り込むように言ってきます。



電話がかかってきたら、次のことに気を付けましょう

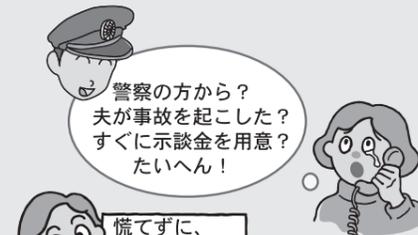
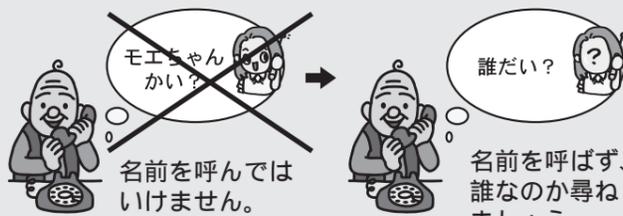
●「オレだけど」、「ワタシだけど」という電話がかかってきたら、こちらから先に名前を呼んではいけません。「誰なの?」と聞き返しましょう。

●「おじいちゃん、ワタシだけど電話番号が変わったから教えるね」などという電話をかけ、後日、再度電話があり、相手を信用させてから、詐欺を行うケースがあります。電話の相手が本当に孫なのか、家族・親戚に確認をしてください。

●電話の向こうで、「事故を起こした」と泣きながら話す親族、警察官、保険会社が登場し、パトカーや救急車のサイレンの音が聞こえても、動揺したり慌てたりせず、電話を切ったあとで、すぐに家族や親戚、警察に相談し、事実を確認してください。

弁護士、保険会社が事故直後に示談金の振込みを勧めたり、警察が示談の仲介をすることはありません。

●身内のふりをした犯人は、「3時まで急いで振り込んで」、「すぐに銀行に行って。着いたら口座番号を電話で教えるから」などと、緊急性を装います。すぐにお金を振り込まずに、「詐欺かも知れない」と疑ってみてください。



すぐにお金を振り込んではいけません!!

留萌市内でも、昨年12月末から今年1月中旬にかけて、振り込め詐欺事件が6件発生し、総額900万円の被害がありました。

- 電話番号が変わったことをあらかじめ知らせ、信用させ、後日改めて電話をかける。
- 会社の経理で、万円が足りないので、振り込んでほしい。
- おばあちゃんにだけ、話をして、(1月末現在)など、という口です。



ほかにもある! 「振り込め詐欺」

●**架空請求詐欺**
利用した覚えのない携帯電話やインターネットの利用料金を請求するハガキや電子メールが送られてきます。受け取った人が、覚えがないと連絡をすると、「お客様は、アクセスしただけで料金が発生するサイトを利用した」などと言い、口座に現金を振り込まさせる詐欺です。

●**融資保証金詐欺**
「低利で融資する」などの電子メール、文書が送られてきます。融資を申し込んだ人に、「まず保証金として、万円を送金してください」などと、保証金名目で現金を口座に振り込まさせ、実際には融資を行わない詐欺です。

また、多重債務者に対して、「低利で債務を一本化にできます」などと言い、一本化などの整理を行わずに、手付け金名目で現金を口座に振り込ませるケースもあります。

どちらも振り込みを要求してきます。「すぐに振り込まない」「ひとりで判断しない」「家族や警察に相談する」ようにしましょう。



生活環境課 地域生活交通係長 ほんま やすひこ 本間 泰彦さん

昨年末から年はじめにかけて留萌市内でも被害が発生してしまい、とても残念に思っています。被害も高額で、老後の貴重な蓄えを電話一本で詐欺に遭う物騒な世の中になりました。とても「他人事」ではありません。

相手はプロの詐欺グループです。電話やハガキで「本気になってください」ことが犯人の目的です。警察官・弁護士・裁判官などを名乗り、ほんの短い間に数百万円が被害に遭うのです。詐欺グループは電話を切ることなく一方的に作り話をデッチ上げ、お年寄りを「その気」にさせる劇場的なテクニックを使います。

市では警察署・防犯協会・消費者協会などと協力して各種集会や街頭で啓発活動を行っています。残念ながら被害は後を絶ちません。電話やハガキが来たら、電話から名乗らせる。(こちらから相手と思われる孫などの名前を言わない)

振り込め詐欺の被害に遭わないための留萌市からのアドバイス

- ① あわてない。(冷静を保ち、「詐欺かな?」と疑ってください)
 - ② 事実を確認する。(電話を切ってから親戚・知人に必ず相談してください)
 - ③ 市役所・警察署・消費者協会に連絡してください。
- また、架空請求詐欺にも注意してください。昨年来、督促通知などと記したハガキが市内にも出回り、問い合わせも寄せられています。いかにも公的な機関をイメージさせる名前にまどわされないよう、心当たりが無い場合や少しでも変だな・身に覚えが無いときは、「詐欺」と疑って必ず連絡してください。

相談は、こちらへ!

●留萌市役所生活環境課

☎ 42・1809 (内線 124・125)

●留萌警察署

☎ 42・0110 ☎ 91110

留萌警察署では、オレオレ詐欺被害防止のためのビデオ、テープの貸し出しを行っています。

町内会等では非ご利用ください。

●消費者協会 ☎ 42・0651